政令第百六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官）」に改め、同条第一項中「参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官」に改め、同条第三項中「大臣官房」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官の定数は一人と、大臣官房」に、「、併任」を「併任」に、「九人」を「十人」に改め、同項ただし書中「そのうち」を「大臣官房に置く参事官のうち」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受けて、本府の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

第二十条第三項中「四十三人」を「四十四人」に改める。

附則第七条中「第六項」を「第五項」に、「同条第八項ただし書」を「同条第七項ただし書」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則中第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

第八条　第九条（第二項を除く。）の参事官（同条第四項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一人」を「二人」に改める。

第二条第十八号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定個人情報の取扱い（情報システムを使用するものに限る。）に関する監視又は監督に関すること。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二人」の下に「及び宮務参事官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

7　宮務参事官は、命を受けて、皇族（内廷にある皇族を除く。）に関する特定事項の調査、審議及び立案に関する事務に参画する。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百九号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに審査管理官）」に改め、同条第一項中「官房に」の下に「サイバーセキュリティ・情報化参事官一人及び」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。